

平成 24 年 11 月 5 日

各 位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画案の付議に関するQ&A

平成 24 年 10 月 31 日、東京地方裁判所が、当社の更生計画案を決議に付する旨の決定を行ったことに関し、一般に想定される質問につきまして、以下のとおり Q&A を作成いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上

【付議された計画案について】

Q 1 管財人が作成した計画案が付議された理由は。

A 1 管財人の更生計画案が法令及び最高裁判所規則に適合し、内容も公正かつ衡平であり、遂行可能であると認められたからと考えています。

調査委員が平成 24 年 10 月 29 日に裁判所に提出した管財人の更生計画案に対する意見書においても、その旨の意見を得ています。

Q 2 一部の社債権者（以下「社債権者」）が提出した計画案（以下「社債権者案」）はどのようなものになったのか。

A 2 更生計画案が付議されるには、更生計画案が遂行可能であること（会社更生法 189 条 1 項 3 号、199 条 2 項 3 号）が要件の一つとなりますが、裁判所は、平成 24 年 10 月 31 日付で、社債権者案について遂行可能性を満たさないことを理由に、決議に付さない旨の決定をしました。

Q 3 社債権者からは、①管財人による情報提供が不足していたから、遂行可能性のある社債権者案の修正案を提出できなかった、②管財人によるスポンサー選定手続は、従前の経営者である管財人とスポンサー契約を締結したマイクロン社が馴れ合っただけで行ったものであり、またストーキングホースビット（あらかじめ特定の候補者を仮に選定した場合に当該候補者と他の支援候補者とを競争させる方式）を採用しておらず不公正であり、結果としてスポンサーからの支援額も低額となっている、といった指摘があったようだが、その点について、裁判所は何か判断をしたのか。

A 3 裁判所は平成 24 年 10 月 31 日付の社債権者案を付議しない旨の決定のなかで、①について、管財人は、平成 24 年 8 月 29 日から同年 10 月 4 日までに、社債権者の代理人に対し、他者との守秘義務や企業秘密等に関わらない範囲で可能な限りの資料や情報を提供しており、他方、裁判所による 2 回の調査報告書の提出期限の延長決定により社債権者には自主再建を基本とした社債権者案を修正するための時間が十分に与えられたものということができ、管財人による情報提供の不足が原因で社債権者案の修正案が提出できなかったということはできないなどと判示し、②について、本件における入札手続の経過等に照らせば、入札手続は適正かつ公平に実施されたということができ、本件はいわゆる DIP 型の更生手続であるが、管財人とスポンサー候補者との間に何らかの不公正な関係があったなどとは全くうかがわれず、また、入札手続は、更生手続開始申立て後に、広く候補者を募って手続を開始し、第 1 次入札、第 2 次入札と手続を進めていったものであるから、あらかじめ特定の候補者を仮に選定した場合に、当該候補者と他の支援候補者とを競争させる、いわゆるストーキングホースビットを採用すべき場合にはそもそも当たらず、その実益もないことは明らかであるなどと判示しています。

【今後の手続について】

Q 1 更生計画案の決議の方法は。

A 1 付議決定において書面による投票方法が採用されています。関係人集会が開催される予定はありません。

Q 2 書面投票の期間は。

A 2 平成 24 年 10 月 31 日から平成 25 年 2 月 26 日まで（裁判所必着）となっています。お早めの投票をお願いいたします。

Q 3 更生計画案や投票用紙はいつ届くのか。

A 3 議決権を持つ債権者には平成 24 年 11 月上旬から中旬ころに順次更生計画案が送付される予定ですので、内容をご確認いただき、同封の投票用紙・返信用封筒にて、投票をお願いいたします。

Q 4 付議された更生計画案の可決の要件は。

A 4 可決には原則として更生債権者の議決権総額の過半数、更生担保権者の議決権総額の 3 分の 2 以上の同意が必要となります。

Q 5 更生計画はいつ裁判所によって認可されるのか。

A 5 付議された更生計画案について債権者の皆様の賛同が得られ、順調に手続が進めば、投票期間経過後、速やかに認可決定を得ることができるものと考えています。

Q 6 付議された更生計画案は平成 24 年 8 月 21 日に提出されたものと同じか。

A 6 当職らは、8 月 21 日に更生計画案を提出した後に、誤記等の修正や計画案提出後に生じた事情を更生計画案に反映させるため、平成 24 年 10 月 29 日付の裁判所の許可（会社更生法 186 条）を得て更生計画案を修正しており、修正した更生計画案が付議されています。弁済率や弁済時期を含め、更生計画案の基本方針に修正はありません。

Q 7 更生計画案はいつ確定するのか。

A 7 認可決定後、認可決定の公告掲載日の翌日から（即時抗告がなされることなく）2 週間経過すると確定します。認可決定が確定した場合には、当社ウェブサイト等を通じて関係者の皆様にお知らせする予定です。

なお、更生計画案に基づく弁済は、更生計画の認可確定が条件となっているため、認可決定が確定しないと弁済を実施できないこととなります。

【その他】

Q 1 今後もウェブサイト等を通じて情報提供を行う予定はあるのか。

A 1 最終的な投票結果、更生計画の認可の有無等の情報については、ウェブサイトでのお知らせやQ&Aを通じて提供してまいりたいと考えています。

以上